

# 徳島市文化振興ビジョン策定のための市民会議設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、徳島市の文化施策の指針となる徳島市文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定にあたり、幅広く市民の意見を求めるため、徳島市文化振興ビジョン策定のための市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討し意見を述べる。

- (1) ビジョンの策定に関すること
- (2) その他市民会議の目的を達成するため必要なこと

## (組織及び任期)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体代表者等
- (3) 公募市民

3 委員の任期は、委嘱の日から市民会議の目的が達成された日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員の内から会長が指名する。

4 会長は、市民会議を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

## (書面による審議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない自由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

## (事務局)

第7条 市民会議の事務局は、市民文化部文化スポーツ振興課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。